

第2次安城市雨水マスタープラン（案）パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和2年11月2日（月）～令和2年12月4日（金）
- (2) 周知の方法 広報あんじょう（11月号）及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 土木課窓口、へきしんギャラクシープラザ（中央公民館）、各地区公民館、図書情報館 ※市公式ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メールで土木課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 4名
- (2) 意見総数 6件
- (3) 提出方法 持参2件 郵送4件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう（3月号） 市公式ウェブサイト 土木課窓口 へきしんギャラクシープラザ（中央公民館） 各地区公民館 図書情報館

3 提出された意見及び市の考え方について

【意見区分】

- A：ご意見を受けて加筆・修正したもの（0件）
- B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの（0件）
- C：現行案とおりにしたもの（3件）
- D：案に関連する質問など（3件）

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	【38ページ目】 第4章 施策の取組内容 4-5 雨水貯留施設の整備 ㉑ 水田貯留の推進	水田貯留を普及させるためには、協力する農業者の手間がかからないように配慮する必要があると思う。 農業者として小学生の田植え体験を手伝うこともあるが、未来を担う子供たちに対して「農地は食	水田貯留の推進にあたっては、作業を担う耕作者の手間がかからないよう、意見交換を通じて構造の改良などを検討していきたいと考えています。 農地を守ることに関しては、市としても、農業振興地域制度の適正な運用や農地が有する多面的機能のPRにより協力していき	なし	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
		糧を作るだけでなく、雨水を貯めることで水害を防いでいる」ということを伝えていきたい。そして、農地を守り、自分たちの仕事や生活も守っていきたい。	いと考えています。		
2	同上	私は、安城の北東部で農業を営んでおり、現在、追田川と西鹿乗川の上流で実施する排水マス流量調整方式による水田貯留に関わっているが、豪雨災害の回避に協力できることをとても嬉しく思う。	水田貯留にご協力いただき、感謝しております。本計画に基づき、水田貯留の更なる推進を図っていきますので、引き続き、ご協力をお願いします。	なし	D
3	【40ページ目】 第4章 施策の取組内容 4-6 防災対策の推進 ⑳ 提供する防災情報の充実と活用	普段よく通る道にアンダーパスがあるので、アンダーパスの冠水はとても気になる。アンダーパスの冠水情報を提供してもらえれば、車両の水没事故を未然に防ぐことができると思う。また、リアルタイムの冠水情報だけでなく、冠水しやすい箇所を一覧形式で整理されたものがあると有難い。	本計画書に記載のとおり、既存の安城市河川水位観測システムにおいてアンダーパスの冠水情報を提供していきたいと考えています。なお、冠水しやすい箇所の一覧については、愛知県のホームページに「道路冠水想定箇所一覧表」が掲載されており、市のホームページからもアクセスできるようにすることで市民への情報提供を行っていきたいと考えています。	なし	D
4	【36・38ページ目】 第4章 施策の取組内容	雨水流出抑制施設設置の義務化について、条例の制定を検討され	既存の法令を調査・研究し、慎重に検討していきたいと考えています。	なし	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
	4-3 雨水浸透施設の整備 ⑭ 雨水浸透施設の整備基準等の作成と実施 4-5 雨水貯留施設の整備 ⑳ 雨水貯留施設の整備基準等の作成と実施	ようとしているが、違反者への対応はどう考えているか。			
5	【36・39ページ目】 第4章 施策の取組内容 4-3 雨水浸透施設の整備 ⑬ 雨水浸透施設の普及 4-5 雨水貯留施設の整備 ㉒ 各戸貯留の推進	<p> 現行の補助制度では、案内図、平面図、構造図の提出が求められているが、一般市民は何を指しているのか分からず、自分で設置するときは見積書もないので、事業者と市民で提出書類の簡素化の内容を分けて考えられてはどうか。例えば、市民が雨水タンクを設置する場合は、市職員が設置前後に現場を確認することを前提に提出書類の簡素化を検討されてはどうか。 </p> <p> また、市民は悪徳業者に引っ掛からないか心配であり、そのことが原因で普及が進まないことも考えられるので、特に義務化するのであれば、優良業者の紹介も検討してほしい。 </p>	<p> 提出書類の内容が市民にも理解できるよう、分かりやすい表現に改めていきたいと考えています。また、左記のご意見も念頭に置いて各種書類の必要性を精査し、不要な書類は省略することも検討していきたいと考えています。 </p> <p> 優良業者の紹介については、優良か否かの判断が困難であることから対応できませんが、市民が施設の設置を検討する上で参考となる施工事例の紹介や相談窓口の周知を検討していきたいと考えています。 </p>	なし	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
6	<p>【3ページ目】 第1章 はじめに 1-2 相次ぐ豪雨災害による雨水対策事業の進展</p>	<p>猿渡川水系猿渡川流域浸水予想図（想定最大規模）を見ると、建替される市営井杭山住宅が浸水想定区域に入っている。また、この土地は特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定されており、治水対策が特に必要な地域である。既にある市営住宅の建替であるため、対策しなくても法律違反にはならないと思うが、この地域の治水対策を実施する絶好の機会である。今の建替計画を中止し、この土地に遊水地や調整池を設けてはどうか。また、この市営住宅を第三次安城市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）によるマチナカ拠点区域やマチナカ居住誘導区域に移転することで、コンパクトシティの推進にも寄与すると思う。</p>	<p>市営井杭山住宅の建替にあたっては、特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設の設置義務はありませんが、現行の安城市雨水流出抑制施設設置技術基準に基づく雨水貯留施設を計画しており、住環境の整備と併せて治水対策も実施していきたいと考えています。</p>	なし	C